

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 飯山市 (都道府県: 長野県)

本事業の担当部局名 移住定住推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	飯山市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日
事業開始年度			令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,000,000 3,000,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通</p> <p>飯山市では、昭和30年(40,089人)以降、継続的に人口が減少し、令和3年の国勢調査では19,254人となり、負の社会動態に加えて自然動態も負に転じ、その要因として出産適齢期女性人口の減少と未婚率の上昇があり、「若者の定住促進」と「結婚支援」の2つの視点で少子化対策に取り組む必要がある。飯山市人口ビジョンを踏まえた「飯山市総合戦略」及び「飯山市総合計画」において、「若者定住推進」を重要施策とし、人口自然増を目的に少子化対策における独身男女の出会いの場を創出するなど、結婚の機会が多くなる取組みに関する施策として、「結婚・出産等の希望をかなえ、若者の暮らしを支援すること」として実施してきている。</p> <p>具体的な取り組みとして「さわやか婚活応援事業」により、結婚相談所の運営や婚活イベント・セミナーの開催、ながの結婚マッチングシステムを利用した広域的な結婚支援を、外部団体等と協力しながら計画・実施している。また結婚希望者が結婚に踏み切れない要因として、結婚機会の減少のほか、特に比較的所得が少ない若者世代においては、経済的・生活基盤の弱さが一因であると考えられ、経済面からの支援として「飯山市結婚新生活支援事業」との連携を図り、総合的かつ効果的な、切れ目のない結婚支援を推進している。しかし特に女性の結婚相談所への登録者の確保及びイベント・セミナーへの参加者の確保と、マッチング後に成婚に至らない現状に加え、イベント等への参加者の固定化が課題となっており、また新型コロナウイルス蔓延の影響もあり、平成27年～令和元年の平均婚姻数90組に対し、令和2年～令和4年の平均婚姻数は62組と低下傾向にある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p>&lt;当年度の少子化対策の全体像&gt; ※全事業共通</p> <p>これまでの少子化対策同様、「若者の定住促進」と「結婚支援」の2つの視点で取り組んでいくことに加え、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響やデジタル技術の急速な進化に伴うライフスタイルの多様な時代の変化も踏まえて取り組んでいく。</p> <p>具体的な取り組みとしては引き続き「さわやか婚活応援事業」により、結婚相談所の運営や婚活イベント・セミナーの開催、ながの結婚マッチングシステムを利用した広域的な結婚支援を、外部団体等と協力しながら計画・実施していく。女性が参加しやすいセミナー企画の継続、SNSの積極的活用や発信、移住相談との連携強化による市外の参加者獲得等、課題にも取り組んでいく。また経済面からの支援として「飯山市結婚新生活支援事業」との連携を図り、総合的かつ効果的な、切れ目のない結婚支援を推進していく。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;</p> <p>飯山市第6次総合計画(令和5～14年度)、第2期飯山市総合戦略(令和2～6年度)において、「移住定住の推進」を重要施策とし、人口社会増と人口自然増への取組を一体的に行えるよう、その中に少子化対策における婚活施策として、「未婚者への出会いの場の提供や婚活に関する個別サポート体制の充実を図るなど、成婚へつなげるための支援を行うほか、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する」としており、本事業はこれに位置づけられる。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
・対象となる住居が本市にあること。・他の公的制度による住宅補助等を受けていないこと。・市税を滞納していないこと。・婚姻日より5年間飯山市内に居住すると誓約できること。・暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と関係を有する者でないこと。			

**2. 申請見込**

①新規世帯見込 

5	世帯	
上記のうち		
ともに29歳以下	4	世帯
その他	1	世帯

 ②継続世帯見込 

1	世帯
---	----

**【世帯数積算根拠】**

・申請見込については、令和5年度の当事業における支給実績(新規3件(内、29歳以下0件、それ以外3件)※見込含)に基づいて算出。(参考)

**【令和5年度申請状況】**

実施中		
申請世帯数見込	4	世帯
～12月(実績)	2	世帯
1月～3月(見込)	2	世帯

**【増額の理由】**  
当初見込んでいた世帯数よりも、夫婦ともに29歳以下の世帯の申請見込みが増えたため。

**【金額積算根拠】**

<b>&lt;上限額&gt;</b>		<b>&lt;積算&gt;</b>	
(29歳以下)	4 世帯 × 600,000 円 =	2,400,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	1 世帯 × 300,000 円 =	300,000 円	
	(継続補助)	300,000 円	
	合計	3,000,000 円	

**3. 広報の実施予定**

・市報掲載(2回程度)、・市ホームページ掲載、・市SNS発信、・市民向けにチラシ回覧(1,000枚)、・婚姻届け提出者にチラシ配布(100枚)、・市結婚相談所及び不動産関連業者、商業施設等へチラシ配架(200枚)

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		1年間の成婚組数		組	75
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.24(令和4年)	
	婚姻件数		件	68(令和4年)	
	婚姻率			3.48(令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	83
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	70	67	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページでの広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市結婚相談所及び不動産関連業者、その他商業施設等へチラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。